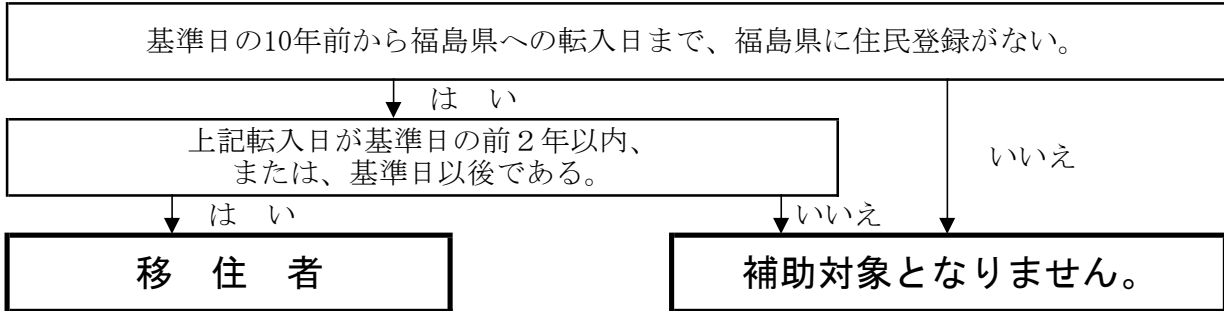


移住者住宅取得支援事業補助金 該当チェックシート

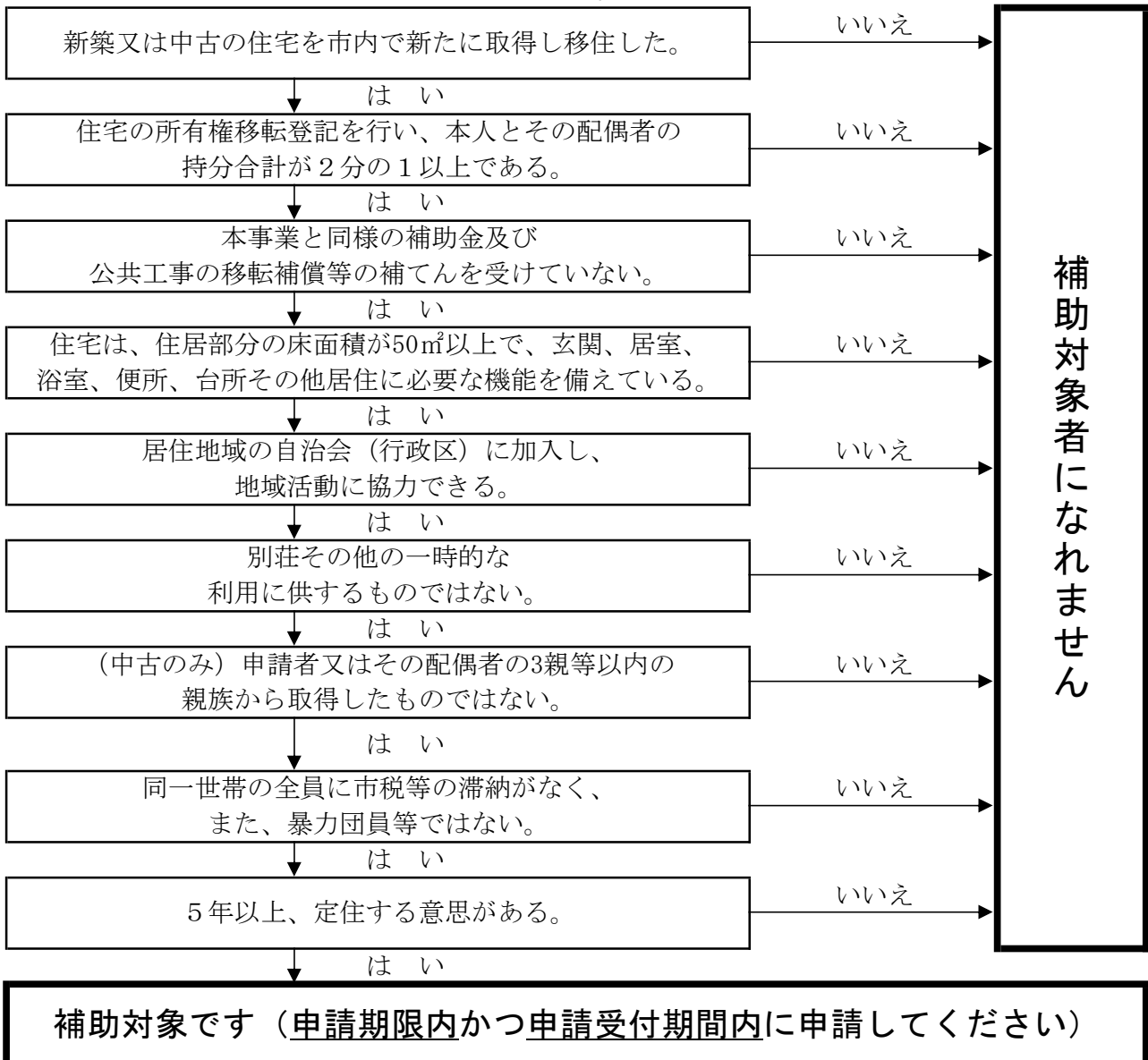
基準日 ・ 所有権保存登記日又は所有権移転登記日	年 月 日
	_____年 _____月 _____日
申込期限確認欄	新築：上記基準日から <u>6カ月以内</u>
	中古：上記基準日から <u>1年以内</u> _____年 _____月 _____日

○移住者の判定



※ 移住者の判定は、本人・配偶者・子の全員が上記条件を満たす必要があります。

○要件の確認 ※必ず事前相談を行ってください。

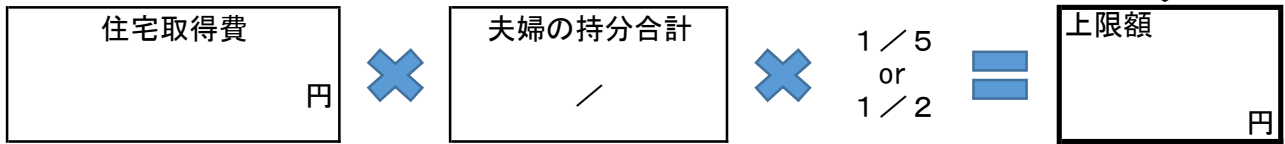


補助金額算定シート

区分	40歳以上	40歳未満	中古	補助金額
補助基本額	40万円	80万円	20万円	万円
県外移住者加算額	40万円	80万円	20万円	万円
合計				万円

【算定上の注意事項】

- ・年齢区分の適用は、基準日現在です。
- ・申請者が40歳以上でも、配偶者が40歳未満の場合は、40歳未満を適用。
(当該配偶者の有無及び年齢についても基準日現在です)
- ・補助金額は住宅取得費の[新築：1/5][中古：1/2]が上限です。
(共有名義の場合、補助対象者とその配偶者の持分合計を乗じる)



※土地代は含めない

【県外移住者加算額について】

- ・県の予算の範囲内で交付となります。
- ・福島県外から本市へ転入し、かつ、移住の要件を満たす方が対象です。
- ・居住部分の床面積が、誘導居住面積水準※を満たすもののみ対象です。
- ・昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅は、耐震診断が必要です。

※誘導居住面積水準

- ・単身者 55㎡
- ・2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡ (注)

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。